

地方財政計画における地方交付税等の見直しに関する意見書

政府が進める「三位一体改革」の中で行われた地方交付税と臨時財政対策債の削減（前年度より2兆8,623億円、12%減）は、自治体の予算編成に大きな影響を及ぼした。

これは、政府の「骨太方針2003」によって「地方交付税については、地方財政計画の歳出見直しと財源保障機能の縮小によって、地方交付税への依存を低下させる」とした方針が進められた結果である。

また、国が今回の地方財政計画の策定に当たり、当事者である都道府県・市町村と十分な協議抜きに、一方的に行ったことは重大な問題である。これによって多くの自治体が、当初予測していた予算の大幅変更を強いられることとなった。

憲法は「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し（第94条）」とうたい、それを損なわないために地方交付税法は「その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障する（第1条）」としているが、今回の措置は、憲法及び地方交付税法の精神に反し「計画的な運営」を妨げるものである。また、国が法律等により定めた行政水準を、地方が維持確保していく現在の地方制度を前提とすれば、その財源を保障するのは当然のことと考える。

地方財政法において「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない（第2条第2項）」と定めているが、この法の精神にも反するものである。

また、本来、地方分権改革の趣旨に沿った改革は、国の関与を減らし、地方に財源を移譲し、地方が地域の実情に沿ってより自主的に地方行政を行うことにあるはずである。しかし、今回の措置では、地方

の財源を大幅に圧縮し、行政の水準を大きく低下させ、結果として地方に行政選択そのものをなくするものである。

よって、国においては、こうした状況をかんがみ、次の事項を実施するよう強く要請するものである。

記

- 1 平成16年度地方財政計画における地方交付税・臨時財政対策債を見直し、地方公共団体に財源を保障すること。
- 2 三位一体改革については、地方公共団体と十分な協議を行い、基幹財源を移譲するとともに、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を維持・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年 3 月22日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
総務大臣	麻	生	太郎	様
財務大臣	谷	垣	禎一	様
衆議院議長	河	野	洋平	様
参議院議長	倉	田	寛之	様